(2) 離島地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その３　２３か月～１６か月契約〕

（単位：円）

車種			保険期間 23か月契約	22か月契約	21か月契約	20か月契約	19か月契約	18か月契約	17か月契約	16か月契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用									
	自家用									
営業用乗用自動車	個人を除く									
	個人									
自家用乗用自動車			8,640	8,470	8,300	8,120	7,950	7,780	7,600	7,430
けん引普通貨物及び自動車	営業用	最大積載量が２トンを超えるもの	34,170	32,900	31,630	30,360	29,090	27,820	26,540	25,270
		最大積載量が２トン以下のもの	21,670	20,940	20,200	19,470	18,740	18,000	17,270	16,540
	自家用	最大積載量が２トンを超えるもの	34,170	32,900	31,630	30,360	29,090	27,820	26,540	25,270
		最大積載量が２トン以下のもの	21,670	20,940	20,200	19,470	18,740	18,000	17,270	16,540
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用		11,220	10,940	10,660	10,370	10,090	9,800	9,520	9,230
	自家用		11,220	10,940	10,660	10,370	10,090	9,800	9,520	9,230
小型二輪自動車			7,310	7,190	7,070	6,960	6,840	6,730	6,610	6,500
軽自動車	検査対象車		7,690	7,550	7,420	7,290	7,160	7,030	6,890	6,760
	検査対象外車									
原動機付自転車										
大型特殊自動車及び小型特殊自動車			4,930	4,910	4,900	4,890	4,870	4,860	4,850	4,840
緊急自動車			5,000	4,980	4,960	4,950	4,930	4,920	4,900	4,890
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)									
	(ロ) 小型二輪自動車									
	(ハ) 軽自動車	検査対象車								
		検査対象外車								
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車		4,700	4,690	4,690	4,680	4,680	4,680	4,680	4,670
	(ロ) 教習用自動車		4,700	4,690	4,690	4,680	4,680	4,680	4,680	4,670
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)	7,030	6,930	6,820	6,720	6,610	6,510	6,410	6,300
		b 小型二輪自動車	4,810	4,800	4,800	4,790	4,780	4,770	4,760	4,750
		c 軽自動車 検査対象車	4,810	4,800	4,800	4,790	4,780	4,770	4,760	4,750
		c 軽自動車 検査対象外車								
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車			4,650	4,640	4,640	4,640	4,640	4,640	4,640	4,640
検査対象外被けん引軽自動車										

（注）１．本表は、離島に使用の本拠を有する車両に適用する。
２．離島とは、本土(北海道、本州、四国及び九州）以外の島であって、橋又は隧道による本土との間の交通又は移動が不可能なもの（沖縄県を除く。）をいう。

(2) 離島地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その４　１５か月～８か月契約〕

（単位：円）

車種			保険期間 15か月契約	14か月契約	13か月契約	12か月契約	11か月契約	10か月契約	9か月契約	8か月契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用				20,990	19,750	18,490	17,230	15,970	14,710
	自家用				17,380	16,420	15,440	14,450	13,470	12,490
営業用乗用自動車	個人を除く				25,330	23,770	22,170	20,580	18,980	17,380
	個人				25,330	23,770	22,170	20,580	18,980	17,380
自家用乗用自動車			7,260	7,090	6,910	6,740	6,560	6,390	6,210	6,030
けん引普通貨物及び自動車	営業用	最大積載量が２トンを超えるもの	24,000	22,730	21,460	20,190	18,890	17,590	16,290	15,000
		最大積載量が２トン以下のもの	15,800	15,070	14,330	13,600	12,850	12,100	11,360	10,610
	自家用	最大積載量が２トンを超えるもの	24,000	22,730	21,460	20,190	18,890	17,590	16,290	15,000
		最大積載量が２トン以下のもの	15,800	15,070	14,330	13,600	12,850	12,100	11,360	10,610
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用		8,950	8,670	8,380	8,100	7,810	7,520	7,230	6,940
	自家用		8,950	8,670	8,380	8,100	7,810	7,520	7,230	6,940
小型二輪自動車			6,380	6,270	6,150	6,030	5,920	5,800	5,680	5,560
軽自動車	検査対象車		6,630	6,500	6,370	6,230	6,100	5,970	5,830	5,700
	検査対象外車					5,320				
原動機付自転車						4,790				
大型特殊自動車及び小型特殊自動車			4,820	4,810	4,800	4,780	4,770	4,760	4,740	4,730
緊急自動車			4,870	4,850	4,840	4,820	4,800	4,790	4,770	4,750
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)					4,890	4,870	4,850	4,830	4,800
	(ロ) 小型二輪自動車					4,890	4,870	4,850	4,830	4,800
	(ハ) 軽自動車	検査対象車				4,890	4,870	4,850	4,830	4,800
		検査対象外車				4,900	4,880	4,860	4,840	4,810
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車		4,670	4,670	4,660	4,660	4,660	4,650	4,650	4,650
	(ロ) 教習用自動車		4,670	4,670	4,660	4,660	4,660	4,650	4,650	4,650
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)	6,200	6,100	5,990	5,890	5,780	5,680	5,570	5,470
		b 小型二輪自動車	4,750	4,740	4,730	4,720	4,710	4,700	4,700	4,690
		c 軽自動車 検査対象車	4,750	4,740	4,730	4,720	4,710	4,700	4,700	4,690
		c 軽自動車 検査対象外車				4,690				
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車			4,640	4,640	4,630	4,630	4,630	4,630	4,630	4,630
検査対象外被けん引軽自動車						4,670				

（注）１．本表は、離島に使用の本拠を有する車両に適用する。
２．離島とは、本土(北海道、本州、四国及び九州）以外の島であって、橋又は隧道による本土との間の交通又は移動が不可能なもの（沖縄県を除く。）をいう。